

# 大自然の恵み 温泉を引きませんか！

- 泉質：単純温泉
- 効能：神経痛・筋肉痛  
慢性消火器病  
冷え性・疲労回復  
健康増進 他

自宅で毎日温泉三昧！

● 温泉導入には公道部分の引込み工事負担金＋宅地内工事費＋加入金が必要です。

## 引込み工事負担金

	公道
1戸	1/2市負担
2戸	2/3市負担
3戸	全額市負担

+

## 宅地内工事費

私道・宅地内
本人負担

+

## 加入金

	区分	浴槽面積	1件当り金額
家庭用	1	0.6㎡未満	300,000円
	2	0.6㎡～1㎡未満	600,000円
	3	1㎡～1.5㎡未満	900,000円



導入例：市道横断引き込みで1戸加入の場合(家庭用)

1. 本管、配湯管(公道)から宅地までの工事 200,000円
2. 宅地内配管の工事費 150,000円
3. 浴槽面積1㎡未満の加入金 600,000円

納入額 (200,000円×1/2)+150,000円+600,000円  
= **850,000円**(税込) になります。

※工事費は条件により異なりますのでご注意ください。

給湯可能範囲は本管、配湯管からおおむね100m程度までの距離です。

## 月額使用料(計量制)

種別	区分	浴槽面積	基本使用量/月	基本使用料/月	超過料金
家庭用	1	0.6㎡未満	20 m <sup>3</sup>	6,600円	220円/m <sup>3</sup>
	2	0.6㎡～1㎡未満	30 m <sup>3</sup>	8,800円	220円/m <sup>3</sup>
	3	1㎡～1.5㎡未満	45 m <sup>3</sup>	13,200円	220円/m <sup>3</sup>

※月額使用料は、上記区分により計算した金額に計量器使用料(330円～1,870円)を加算した金額となります。

他区分や営業用についてはお問合せ下さい。

お問合せ先 霧島総合支所市民生活課温泉グループ 電話 0995-57-1131 直通